第11章 許認可・進出手続き

1. 会社設立手続きの概要と必要書類

カンボジアでは、外国人は、法律上明確に禁止されているか制限されている業種を除き、 自由に投資することができる。必要とされるのは、商業省への会社の登記その他の一般的 な手続きのみである。これらの主な手続きの概要は以下のとおりである。

(1) 会社の商号調査

商業省の定めた規則上、商号が他に使用されていないかどうかを商業省の知的財産局 (Department of Intellectual Property) において調査が必要である。この調査は、商業省 に対する調査の申請を行ってから 3 営業日程度で完了する。

(2) 商業省への会社の登記

会社の登記を行うためには、申請書類に加えて、一定の情報及び書類を商業省に提出することが必要となる。登記が完了するまでには、必要情報及び必要書類の提出から通常 3 週間程度を要する。

外国企業がカンボジアに進出する際に最も一般的に用いられる有限責任会社(Limited Liability Company)の登記を行う場合に当局に対して提供することが通常必要となる情報及び必要書類は以下のとおりである。

(必要情報)

- ① 会社の商号
- ② オフィスの所在地
- ③ 株主の詳細(名前、パスポート情報及び住所)もし株主が法人である場合は、当 該法人の商号に加え、代表者の名前、住所、パスポート情報を記載する。
- ④ 登録資本の総額
- ⑤ 取締役の詳細(名前、役職、パスポート情報及び住所)
- ⑥ 事業の目的
- ⑦ カンボジアにおける銀行の名称

(必要書類)

- ① 設立する会社の定款
- ② 取締役、個人株主及び法人株主の代表者それぞれに関する以下の書面 (a)パスポートの写し
 - (b)パスポート用の写真

- (c)商用ビザ(外国人向け)の写し
- ③ 法人株主に関する以下の書面
 - (a)設立証明書(公証人の認証を受けたもの)
 - (b)定款(公証人の認証を受けたもの)
- ④ 会社の登録オフィスに関する以下の書面
 - (a)登録オフィスに関する賃貸借契約の原本(クメール語表記のもの)
 - ※賃貸借契約の原本がクメール語でない場合にはクメール語翻訳が必要
 - (b)登録オフィスを正面から撮影した写真
 - ※オフィスのドアを開け、住所及び表札が見えるようにする必要がある
- ⑤ 登録オフィスの賃貸人に関する以下の書面(当局から要求される可能性がある)
 - (a)賃貸人が個人の場合: 当該個人の ID カード、家族記録及び土地の権利証の写し
 - (b)賃貸人が法人の場合:当該法人の設立証明書及び定款の写し
- ⑥ 設立手続の授権に関する以下の書面
 - (a)設立に関する取締役会の授権決議を証する書面
 - (b)設立手続の代行に関する委任状

(3) 税務登録(付加価値税及び登録税の納税者登録)

商業省の認証を得た設立関連書類は、印紙を貼付した上で、14 営業日以内に、経済財務省の税務総局(General Department of Tax)によって認証される必要がある。その後、設立する会社の所在地を管轄する税務署に対して、認証済みの設立関連書類及び申請書と共に以下の必要書類などを提出することにより、付加価値税及び登録税(Patent Tax)の納税者として登録されることになる(なお、一人会社については納税者登録が必要ない)。税務総局による認証の結果発行される証明書の取得には、付加価値税に係る証明書ついては必要書類の提出から通常 1 ヵ月程度、登録税に係る証明書についてはさらに 2 ヵ月程度を要するが、納税者番号については、税務総局への登録が完了していれば、証明書が発行されていなくとも発行される。

(必要書類)

- ① 税務総局に提出する書類にサインする人物(通常は Chairman だが株主や他の取締役などでも可)のパスポートの写し及びパスポート用の写真
- ② 委任状

(4) 労働・職業訓練省への通知

6人以上の従業員を雇用する事業者は、実際に事業を開始する前に労働・職業訓練省へ書面で通知を行う必要がある。また、従業員を雇用又は解雇した際には、雇用又は解雇した日から遅くとも 15 日以内に労働・職業訓練省へ書面で通知を行う必要がある。さらに、8人以上の従業員を雇用する事業者は、就業規則を作成し、事業開始から 3 ヵ月以内に届け

出る必要がある。

(5) 建築許可

個人であっても法人であっても、自らの所有する土地上に建物を建築することは可能であるが、建築許可を事前に取得することが義務付けられている。建築許可を取得するためには、場合により地方自治体又は政府のいずれかに対して許可申請を行うことが必要となり、案件に応じて公共事業運輸省又は土地管理・都市開発・建設省が許可申請の審査を行う。公共事業運輸省による審査には、全ての必要書類が提出されてから通常 45 日程度の期間を要する(この期間は予告なしに変更されることがある)。

2. 適格投資プロジェクト (QIP) の申請手続き

(1) 適格投資プロジェクト (QIP) の概要

カンボジアへの投資を希望する企業等からの申請に基づいて投資ライセンスを受領したプロジェクトは「適格投資プロジェクト(Qualified Investment Project:QIP)」と呼ばれる。QIP に対しては、一定の投資優遇措置が適用されることから、外国の投資家がカンボジアに対して投資を行う場合には、QIP の制度を活用することが有用である。投資優遇措置の詳細は第9章1節「適格投資プロジェクト(QIP)」を参照いただきたい。

QIP の申請手続き及び管理については、改正投資法に規定がなされている。QIP は合弁会社とすることができるものとされており、当該合弁会社はカンボジア法人間、カンボジア法人と外国法人間、又は外国法人間のいずれでも設立することが可能である。なお、当該合弁会社がカンボジアにおいて土地を所有し又は所有する予定である場合を除き、原則として国籍及び持株比率についての制限はない。他方、当該合弁会社がカンボジアで土地を所有し又は所有する予定である場合においては、外国人の総所有株式比率は49%を超えることができないものとされている。

(2) 投資優遇措置適用申請と認可過程

1)適用申請

投資活動に当たって外国或いは国内の投資家が投資優遇措置の適用を求める場合には、カンボジア開発評議会 (CDC) 又は州・特別市投資小委員会 (Sub-Committee on Investment of the Provinces-Municipalities: PMIS) を通じて投資プロジェクトの登録を申請する必要がある。QIP 申請は、会社設立(または商業省への登録)の前後いずれでも行うことができる。

QIP 申請には改正投資法の施行に関する政令第 111 ANK/BK 号に付属の申請書式を用いる必要がある。申請料は 1 プロジェクトにつき 700 万リエル。

認可手続は、投資認可の申請が CDC 又は PMIS により受領されてから 31 労働日以内に終了しなければならないと規定されている。

申請プロジェクトが認可され QIP としての認定を受けるには、投資家は CDC 又は PMIS に投資プロジェクトを登録し、投資法に基づく「最終投資登録証明書 (Final Registration Certificate: FRC)」を受領しなければならない。

経済特別区(SEZ)で投資を行う場合には、CDC内のカンボジア経済特別区委員会又はSEZ管理事務所への申請が必要となる。SEZ以外での投資を行う場合はCDC内のカンボジア投資委員会への申請が必要である。但し、申請投資総額が200万ドル以下のプロジェクトはPMISでの申請が可能。なお、申請投資総額が5,000万ドル以上の案件、鉱物・自然資源探索、開発等の案件は閣僚評議会の承認が必要となる。

②認可過程

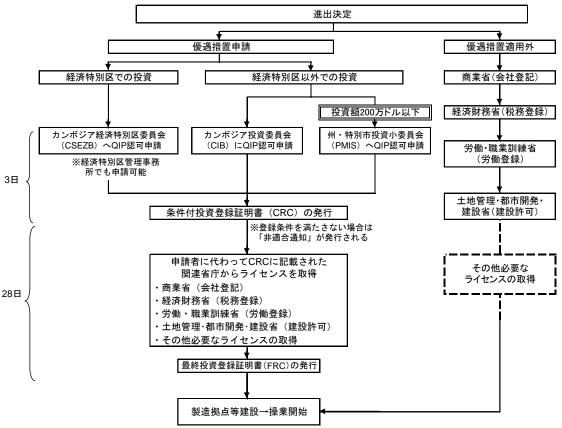
各機関への申請の後、①投資計画書に必要な情報が全て記載されている場合、②申請された投資行為が制限リストに含まれていない場合、または国家利益や環境に影響を及ぼさないと認められた場合には、「条件付投資登録証明書(Conditional Registration Certificate: CRC)」が発行される。CRCには、QIP運営に必要な許可、認可、ライセンス、登録と、それらを発行する権限を有する政府機関名が記載されている。また、CRCによって、QIPが付与される優遇措置が確認され、法人の定款認証が行われる。

申請案件が①②の条件を満たさない場合には「非適合通知(Letter of Non-Compliance: LNC)」が発行される。LNCには CRC が発行されなかった理由、CRC 発行のための不足条件が記載される。

なお、CRC は申請から3日以内に発行されることが改正投資法で定められている。CRC またはLNC が申請から3日以内に発行されない場合には、自動的に条件付投資登録が行われたものと見做すことができる。

CRC が発行されると、CDC または PMIS は CRC に記載されている関連省庁から必要ライセンスを取得する。改正投資法では、ライセンス発行権限を有する省庁は、CRC に記載された日付から 28 日以内に許認可の返答を行わなければならないとされている。CDC 又は PMIS は、関連省庁からライセンスを取得した後、FRC を発行する。FRC 発行の日が、QIP 開始の日となる。

図表 11-1 進出手続きの主な流れ



(出所) カンボジア開発評議会、JETRO 資料より作成

ひとくちメモ(8): QIP 申請手続きの留意点 ~ ワンストップ・サービスの実態

QIPの取得申請手続きについて規定している改正投資法と改正投資法施行に関する政令 No. 111 との間には、いくつかの相違が存在している。

改正投資法では、条件付投資登録申請書(CRC)が発行された後、CDCがCRCに基づいて申請者の代わりに関係省庁から許認可、ライセンスの取得を行う旨規定されているが、政令No.111では、CDCは、必要な許認可、ライセンスを取得する申請者を支援するとの規定に留まっている。CDCでは政令の規定を適用しているため、全ての申請案件について、CDCが代わりに許認可、ライセンス取得を行うとは限らない。

また、改正投資法では、QIPの申請手続きを行うにあたって、CDC は申請書を受理してから3営業日以内に CRC を発行しなければならないと規定されているが、実際の運用では縫製業・製靴業以外の業種の申請に対して、一旦 CDC のワンストップ会議にて審議されることがほとんどであり、受理から3営業日では CRC 発行に至らない場合が多い。

さらに、申請費用は規定にある 700 万リエルの他、領収書の出ない手数料を追加で求められることもあり、申請手続きには期間と費用の両方に余裕を持って行うことが必要とされる。